附則第三条第二項中「新認定」を「改正法第二条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第三十七条第一項の規定による認定」に、「新政令第二条第三項第三号」を「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第一条の規定による改正後の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令第三条第三項第三号」に改める。

（手続後旧接続請求者に関する経過措置）

第四条　電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律（以下この条において「改正法」という。）の施行の際現に改正法第二条の規定による改正前の電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（以下この項において「旧法」という。）第五条第一項に規定する接続の請求（以下この項において「旧接続請求」という。）について同項に規定する一般送配電事業者等（以下この項において「旧一般送配電事業者等」という。）の同意が得られていない旧法第三条第二項に規定する特定供給者であって、平成二十八年十月一日から平成二十九年三月三十一日までの間に当該旧接続請求について旧一般送配電事業者等の同意を得るために必要な手続その他の行為であってその手続その他の行為を終了するまでに相当の期間を要するものとして経済産業省令で定めるものを終了したもの（次項において「手続後旧接続請求者」という。）に関する改正法附則第五条第一項の規定の適用については、同項中「次条第一項に規定する特定旧接続請求者」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第一項に規定する手続後旧接続請求者」とする。

2　改正法附則第六条及び第七条の規定は、手続後旧接続請求者について準用する。この場合において、改正法附則第六条第一項中「当該手続その他の行為」とあるのは「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十九年政令第十一号）第四条第一項に規定する手続その他の行為」と、「当該旧接続請求」とあるのは「同項に規定する旧接続請求（次項及び第三項において単に「旧接続請求」という。）」と読み替えるものとする。

附　則

この政令は、平成二十九年四月一日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
内閣総理大臣　安倍　晋三

省　令

○国家公安委員会外務省令第一号

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（平成二十八年法律第七十三号）第九条第二項の規定に基づき、国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十九年一月二十七日

国家公安委員会委員長　松本　純
外務大臣　岸田　文雄

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令の一部を改正する命令

国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律第九条第二項の地域及び者並びに同法第十二条第一項の情報を定める命令（平成二十八年国家公安委員会外務省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（法第九条第二項の地域及び者）	（法第九条第二項の地域及び者）
第一条　国外犯罪被害弔慰金等の支給に関する法律（以下「法」という。）第九条第二項の国家公安委員会規則・外務省令で定める地域は、次の各号に掲げる地域とし、同項の国家公安委員会規則・外務省令で定める者は、当該各号に掲げる地域の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。	**第一条**　［同上］
一　台湾（次号に掲げる地域を除く。）　公益財団法人日本台湾交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）台北事務所長	一　台湾（次号に掲げる地域を除く。）　公益財団法人交流協会（昭和四十七年十二月八日に財団法人交流協会という名称で設立された法人をいう。次号において同じ。）台北事務所長
二　台湾（雲林県、嘉義市、嘉義県、台南市、高雄市、台東県、屏東県及び澎湖県の地域に限る。）　公益財団法人日本台湾交流協会高雄事務所長	二　台湾（雲林県、嘉義市、嘉義県、台南市、高雄市、台東県、屏東県及び澎湖県の地域に限る。）　公益財団法人交流協会高雄事務所長
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

附　則

この命令は、公布の日から施行する。

告　示

○国家公安委員会告示第二号

次の公告国際テロリストについて、公告された事項に変更があったので、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第三条第二項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十九年一月二十七日

国家公安委員会委員長　松本　純

名簿記載者公告番号　ＴＩ－９（アフダール・モハンマド・マンスール・シャフ・モハンメド（AKHTAR MOHAMMAD MANSOUR SHAH MOHAMMED））

1　変更前

名簿に記載された年月日　2001年1月25日（2003年9月3日、2007年7月18日、9月21日、2008年2月1日及び2011年11月29日に改訂）

その他参考となるべき事項　2011年現在、麻薬取引に関与しており、特にアフガニスタンのGerd-e-Jangalを往来している。2007年5月現在、アフガニスタンのホースト州、パクティア州及びパクティカ州において活動している。2007年5月現在、カンダハール州におけるタリバーンの知事。2009年現在、タリバーン最高評議会のムラー・アブドゥル・ガニ・バラダール（ＴＩ－19）の副官。アフガニスタン南部4州におけるタリバーンの正式な責任者。2010年2月のムラー・バラダールの逮捕に伴い、一時的にタリバーン最高評議会を担当。アフガニスタンとパキスタンの国境地帯にいると思われている。Ishaqzay部族に属する。安全保障理事会決議1822（2008年）に基づく見直しは2010年7月21日に終了した。